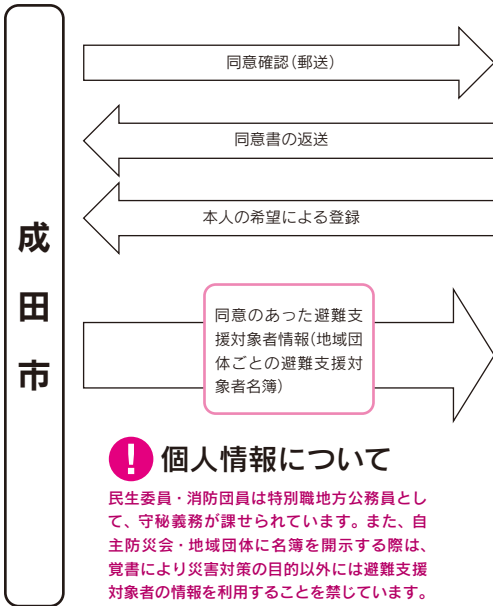
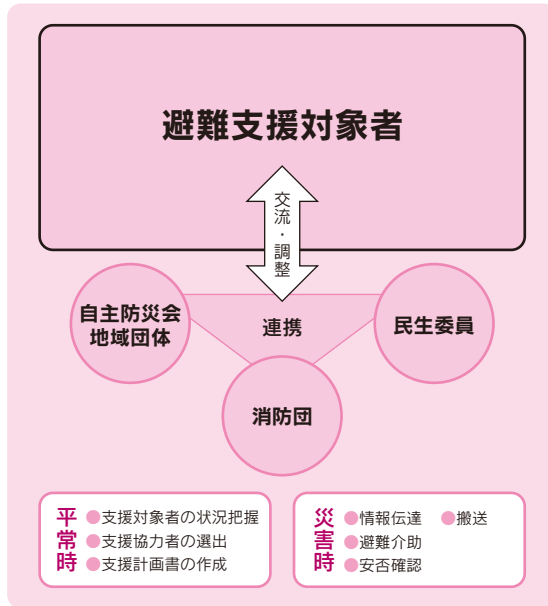


# 高齢者や障がいのある人を地域で支援

市では、地域が協力し支え合う「災害時要援護者避難支援制度」に基づき、地区ごとの支援対象者名簿を作成しました。今後、地域の中でそれぞれの災害時要援護者に支援協力者を割り当てるなど、支援体制を構築していきます。



**！個人情報について**  
民生委員・消防団員は特別職地方公務員として、守秘義務が課せられています。また、自主防災会・地域団体に名簿を開示する際は、覚書により災害対策の目的以外には避難支援対象者の情報を利用することを禁じています。

## 共助

災害時のお年寄りや障がいがある人の避難にご協力を

近年、市内では大きな災害は発生していませんが、昨年も国内では能登半島地震や中越沖地震が、また、各地で大雨による土砂災害や浸水被害が発生しています。災害はいつどこで起こっても不思議ではありません。

災害によって犠牲になった人の多くは、お年寄りなどの災害時要援護者です。災害時にお年寄りや障がいがある人などの被害を最小限に食い止めるためには、近隣住民の力が最も重要です。

そこで市では、地域が協力し支え合う仕組みとして「災害時要援護者避難支援制度」を策定しました。1月から災害時要援護者の同意確認を行い、地区ごとの支援対象者名簿を作成しました。今後、自主防災会、地域団体(区、自治会、町内会など)、民生委員、消防団に名簿を渡し、地域の中でそれぞれの災害時要援護者に支援協力者を割り当てるなど、支援体制を構築していきます。

区、自治会、町内会などから支援協力の依頼があったときは、で

きる範囲で協力しましょう。災害時には誰もが負傷などにより要援護者になる可能性があります。ひとごとと思わず、みんなが安心できる仕組みづくりをしましょう。

## 自助

「自分の身は自分で守る」心掛け

この制度は、支援協力者のボランティア精神により運用されるもので、名簿に登録しても、必ず災害時に支援を受けられるという保証をするものではありません。

防災の基本は「自分の身は自分で守る」心掛けです。各自がいざというときのため次のような対策を取りましょう。

- 1 支援協力者となる隣近所との良好な人間関係を保つよう心掛けましょう。
- 2 防災訓練への参加の呼び掛けがあったときは、できるだけ参加しましょう。
- 3 災害に備えて、自分でできることは自分で行うよう心掛けましょう。
- 4 災害の発生が予想されるとき、または発生したときには情報をただ待つのではなく、近隣住民(支援協力者)に自分から

連絡を取るよう心掛けましょう。

5 非常持出品を用意しましょう。  
**非常持出品**  
日ごろから避難するときに備えて、非常持出品をリュックサックなどにひとまとめにして用意しましょう。非常持出品は出入り口の近くの取り出しやすい場所に備えておき、家族みんなが知っておくようにします。

飲料水、食糧、懐中電灯などの一般的なもののほかに、持病がある人、障がいがある人、介護の必要な人は、それぞれの状態に応じ、生命や生活を維持するために必要なものを用意しましょう。

ライフライン(電気、ガス、水道など)が寸断され、物流も停止した状態を想定し、3日から10日分備えておく必要があります。

**【非常持出品の例】**  
紙おむつ、白杖(折りたたみ)、補聴器や予備の電池、薬の処方せんのコピーや薬局の投薬説明書、スリッパ、洗面セット、栄養チューブセット、携帯用酸素ホルダー

そのほか、自身の体調維持のために必要なものについて医療機関などに相談し、備えておきましょう。

※くわしくは危機管理課 ☎20-15263へ。